

議案第62号

葛飾区児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

所得税法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区児童育成手当条例の一部を改正する条例

葛飾区児童育成手当条例（昭和46年葛飾区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。